

名古屋議定書実施にむけての 国際動向

生物多様性条約遺伝資源へのアクセスと利益配分に関する最新情報

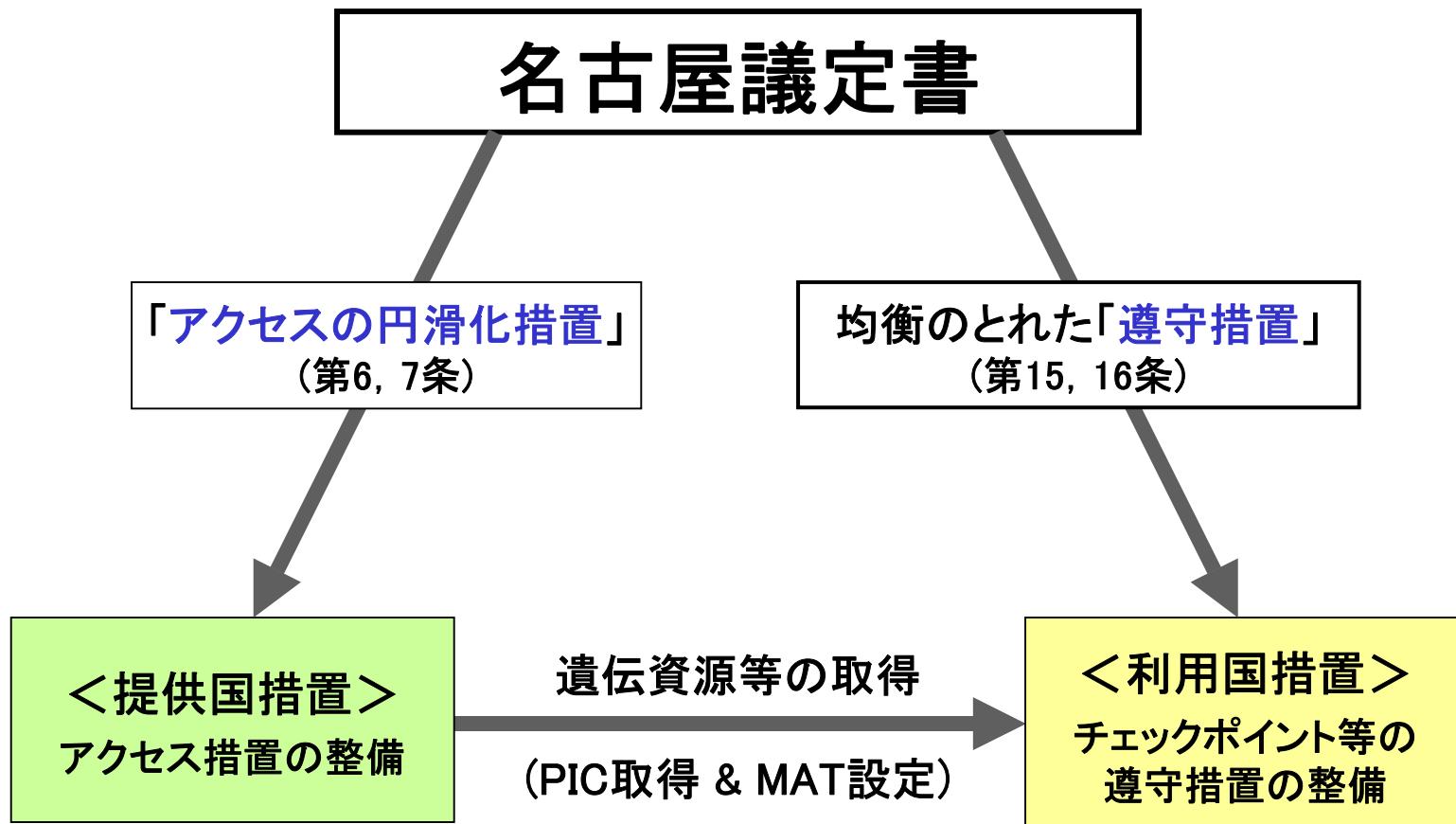
第11回締約国会議(COP11)報告会

平成24年11月5日 JBA会議室

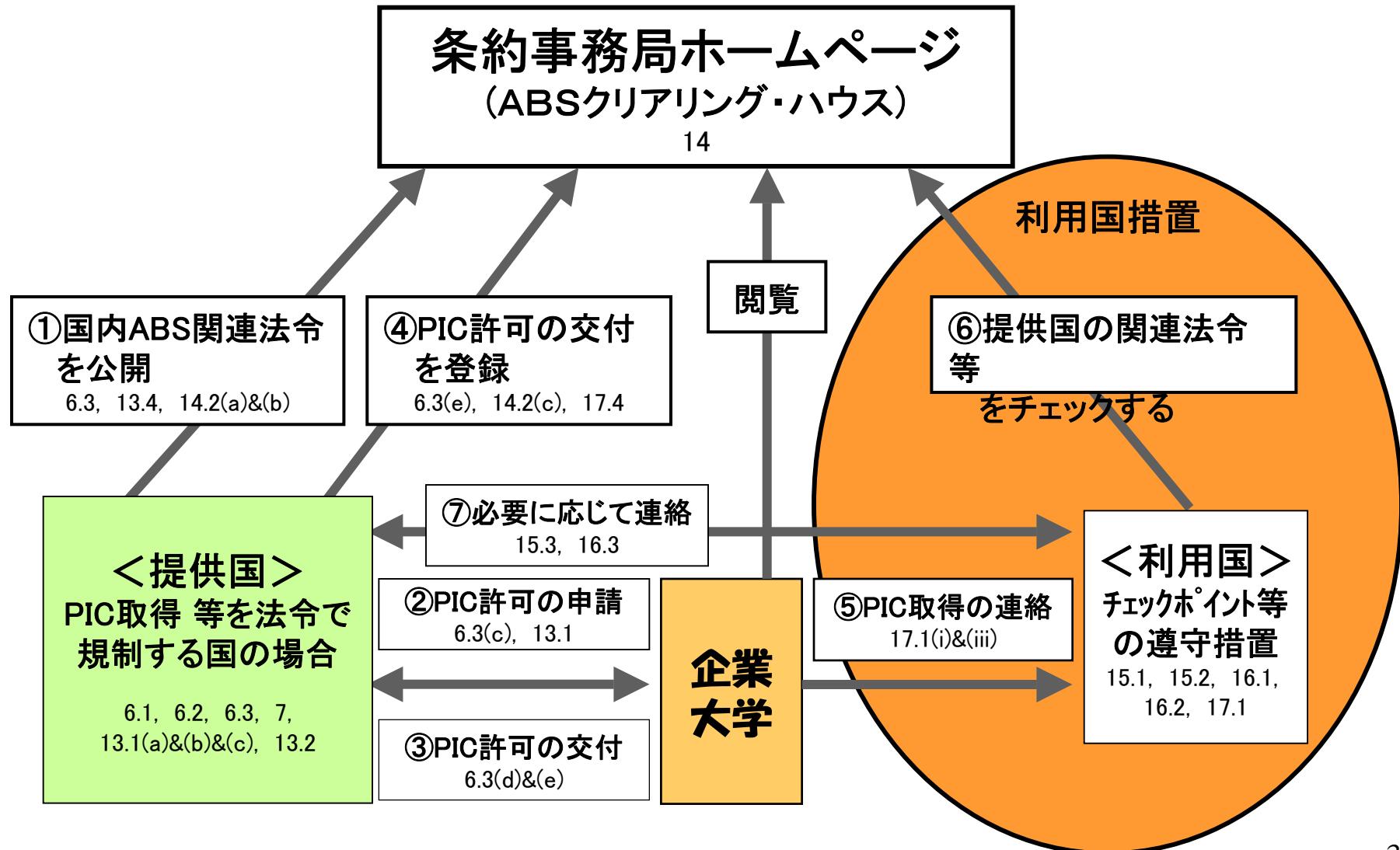
一般財団法人 バイオインダストリー協会
生物資源総合研究所

炭田 精造

名古屋議定書の構造



名古屋議定書の機能する仕組み



先進国の動き

■ EU

- ・ 欧州委員会が10月4日、「域内措置(EU Regulation on ABS)案」を公表した。
- ・ EU理事会とEU議会等による議論の後、COP12(2014年)までに議定書を批准する方針である。

■ スイス、デンマーク、ノルウェー

- ・ 批准に向けて準備中で、現在の案を公表した。

EU域内遵守措置と国際貿易

- EU産業界は、遵守措置が域内の各加盟国間の円滑な国際貿易を阻害してはならない、と考えている。
- EU産業界や学界は、域内調和した簡素なルールを希望した。

EU Regulation on ABS (proposal)

■ 趣旨

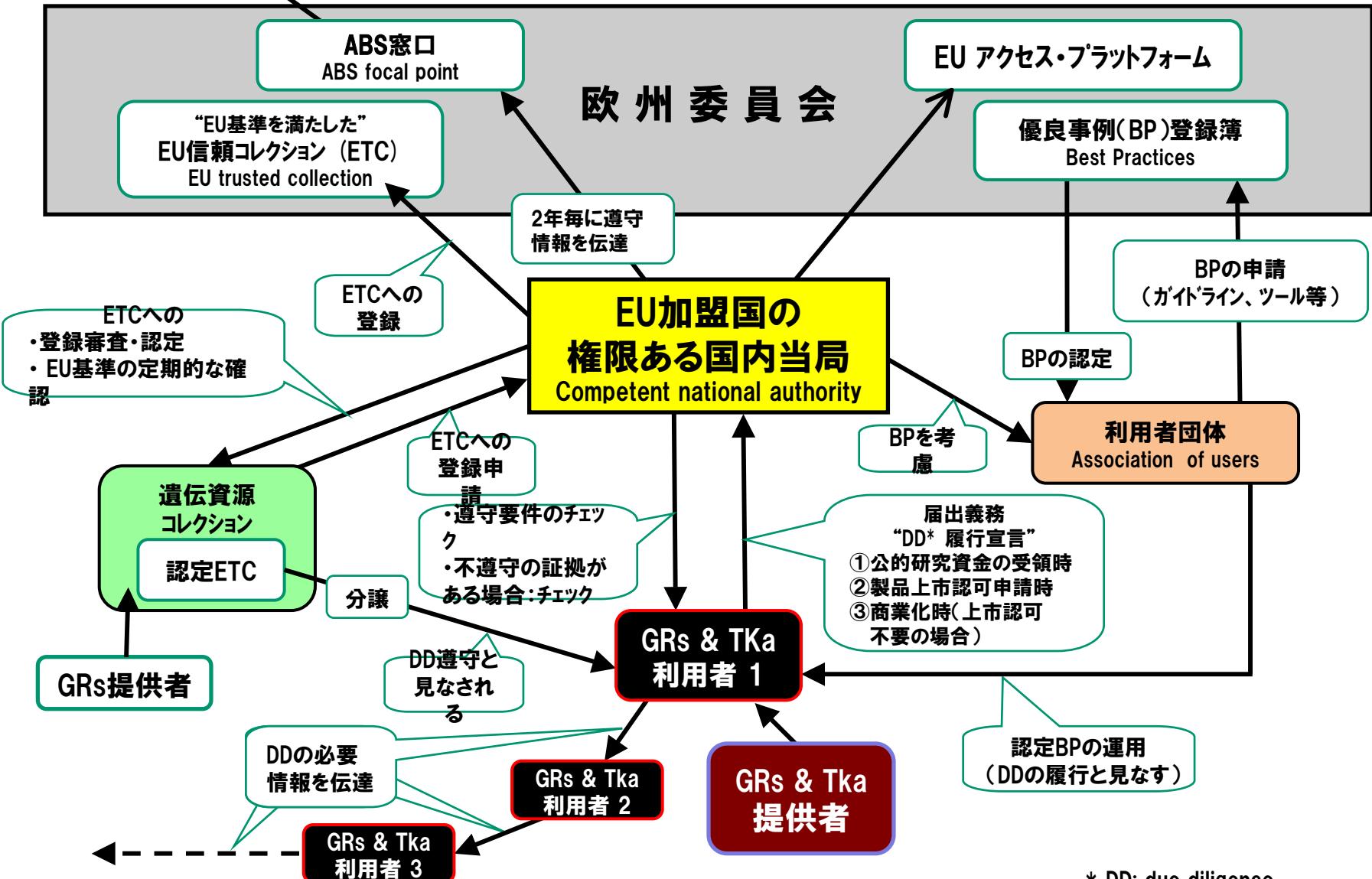
- 名古屋議定書加盟国のABS国内法令を遵守し、EUの研究機関や企業（極小、小、中企業にとっても）が、低コストで、しかも高い法的確実性で、遺伝資源(GRs)や関連する伝統的知識(TKa)へアクセスできるように、最小限度のDue Diligence*の履行義務を課す。

* JBA注: Active step for meeting your own requirements by your best effort at minimum cost

■ 適用対象

- 名古屋議定書がEUで発効した後にアクセスされたGRs及びTKaにのみ適用する。

EU Regulation on ABS (proposal)



今後の考慮すべき点

(1) 日本の産業界はどう対応するか？

- 当面は、METI-JBA「遺伝資源へのアクセス手引 第2版」(2012年3月発行)の活用を推奨する。

(2) 我が国の「国内遵守措置」についてどう考えるか？

- 我が国の国際貿易や国際学術交流を阻害しないよう、海外先進国等と調和した対応をすべき。
- 日本の国益を守りつつ、今後の国際情勢の変化に合わせて、柔軟に対応し得る措置をとることが必須である。